

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和3年 6月 23日	
和歌山県知事 殿	
提出者	
住所 大阪市福島区福島6丁目2番6号	
氏名 株式会社安藤・間 大阪支店 執行役員支店長 藤本 明生 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6453-2190	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 安藤・間 大阪支店
事業場の所在地	大阪府大阪市福島区福島6丁目2番6号
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	6 総合工事業
② 事業の規模	元請完工高 (令和2年度) 26,997 百万円
③ 従業員数	254 人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【特別管理産業廃棄物の発生】 解体工事、リニューアル工事 : 廃石綿等 【委託処分】 処理方法 : 収集運搬業者 ⇒ 最終処分場 最終処分 : 埋立処分

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「管理体制図」参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和 2 年度）実績】		
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等
排 出 量		2969 t	— t
(これまでに実施した取組) 事前の行政確認、指導に準拠した処理方法の実施			
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等	—
	排 出 量	30 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 事前の行政確認、指導に準拠した処理方法の継続実施		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃石綿等 ・ 事前の行政確認、指導に準拠した処理方法の実施
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃石綿等 ・ 事前の行政確認、指導に準拠した処理方法の継続実施

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) 予定なし			

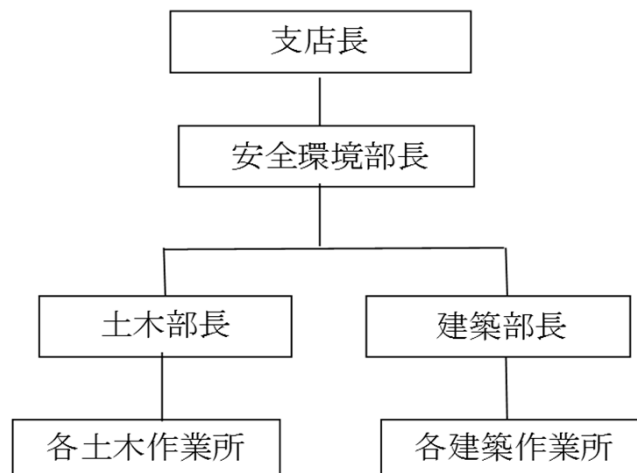
(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等	—
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等	—
	全処理委託量	2969 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	2969 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	18 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	— t
(これまでに実施した取組) 適正処理を継続実施している業者の選定 定期的な処理業者への管理体制についての直接ヒアリングと処理状況の現地確認			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等	—
	全 処 理 委 託 量	30 t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	30 t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	— t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>優良産業廃棄物処理業者に関する情報を活用 定期的な処理業者への管理体制についての直接ヒアリングと処理状況 の現地確認の継続</p>		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	2969	t
<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>電子マニフェスト導入済み 今後とも、委託契約時における電子マニフェスト使用業者の選定および 未加入業者への加入指導を行ってまいります</p>			
※事務処理欄			

第2面別紙 管理体制図

役 割	支店長	・建設副産物対策に関する支店の分野方針及び目的・目標を策定し、その推進及び実施結果と処理実績の評価、見直しを行い、本社に報告する。
	土木部長 建築部長	・建設副産物に関する以下の業務を行う。 ①関係法令等で定められている支店に関する計画、届出及び報告書を作成する。 ②建設副産物処理計画の作成、処理業者の選定等において、作業所を指導・支援する。 ③廃棄物処理の委託契約を締結し、電子マニフェストの運用に必要な情報を登録する。 ④建設副産物関連法規等の情報を作業所に周知する。 ⑤作業所の実施結果と処理実績を集計・分析し、記録を保管する。
	安全環境部長	・建設副産物に関する以下の業務を行う。 ①工事部門で作成された関係法令等で定められている支店に関する計画、届出及び報告書について、とりまとめと関係行政機関に提出する。 ②建設副産物関連法規等の情報を工事部門に周知すると共に、処理に関する教育・指導を行う。
	建設副産物担当者	・建設副産物に関する土木部長、建築部長、安全環境部長の業務を補佐する。
	作業所長 (産業廃棄物 処理責任者)	・建設副産物の発生の抑制、再生利用の促進及び適正処理の徹底を図るために以下の業務を行う。 ①作業所の建設副産物処理計画を作成する。 ②処理業者の調査・選定を行う。(必要書類及び現地の確認) ③関係法令等で定められている作業所に関する計画、届出及び報告書を作成し、関係行政機関に提出する。 ④作業所内に環境管理組織を編成すると共に、建設副産物管理担当者を決めて、日常管理を確実に行わせる。 ⑤社員及び協力会社の作業員等の教育・指導を行う。 ⑥建設系廃棄物マニフェストの交付・管理、処理状況の確認を行う。 ⑦実施結果と処理実績を入力・集計し、工事部門に報告する。



廃棄物管理体制図